

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

行田商工会議所（以下、会議所）及び南河原商工会（以下、商工会）を取り巻く地域の災害発生状況および想定される災害発生情報は、行田市が策定した行田市地域防災計画（平成30年2月一部改正）やハザードマップを基に現状分析を行う。

また、新型コロナウイルス感染症においては、厚生労働省や行田市の情報を基に現状分析を行う。

1. 地域の災害リスク

A. 行田市の地域特性（行田市地域防災計画）

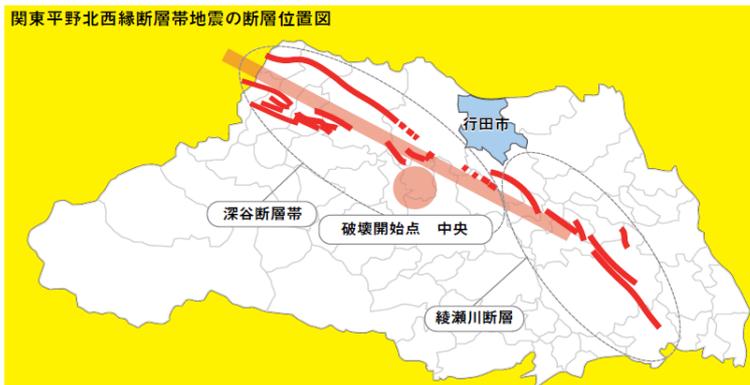
行田市は埼玉県の北部に位置し、東は羽生市、加須市、西は熊谷市、南は鴻巣市に隣接し、北は利根川を境として群馬県に接している。

市の北に利根川、南に荒川の大河川を抱え、その他忍川、星川、武蔵水路などが市内を縦横に流れている。

地形は、全般的に起伏の少ない平坦な地形をしており、低地と比高差の少ない大地が市内中部から南部にかけて分布する。また、現在のところ活断層は確認されていない。しかし、市周辺には、活断層及び活断層と推定される断層が確認されており、地震時に活動して被害を及ぼすおそれがある。市の周辺に位置する活断層は、深谷断層帯及び綾瀬川断層である。

気候は、冬は晴天の日が続き、雨が少なく、また北西の季節風が強く吹くため、空気は乾燥している。夏は南東の季節風が吹き湿気も多く、日中かなり高温となるため、雷の発生が多く降ひょうを伴うこともある。平成26年における年平均気温は15.2℃、年間降水量は1107.5mm、平均湿度は54%であった。降水量は、6月の梅雨前線によるものと、9月から10月の台風によるものが多い。

関東平野北西縁断層帯地震の断層位置図



【参考文献：地震ハザードマップの概要についてより】

B. 地域の自然災害リスク

a. 地震

i. 履歴（ぎょうだ市報）

平成23年の東日本大震災では、震度5強の強い揺れが観測され、負傷者4人の人的被害のほか、屋根瓦の破損や塀の倒壊など被害985件の物的被害も確認された。

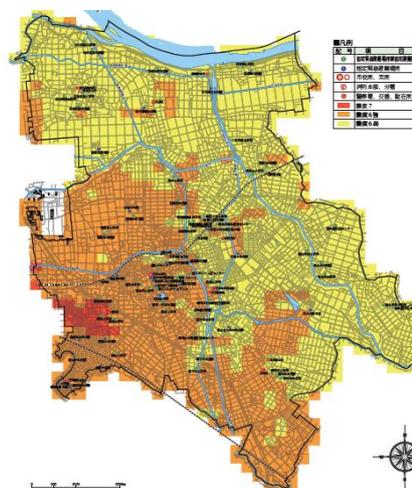
ii. 被害の想定（行田市地域防災計画）

行田市の地域防災計画によると、「埼玉県地震被害想定調査」より5種類の地震（「東京湾北部地震」「茨城県南部地震」「元禄型関東地震」「関東平野北西縁断層帯地震」

「立

川断層帯地震」を想定地震として設定している。

5種類の内、最大震度7が想定される「関東平野北西縁断層帯地震 破壊開始点：中央」についてのハザ



【参考文献：揺れやすさマップより】

ードマップを作成しており、建物被害として、2,763棟が全壊、5,190棟が半壊。避難者は1日後10,328人。停電被害は11,030世帯。都市ガス被害は13,131件。配水管・断水人口は31,735人を見込んでいる。

当市では多くの地域が後背湿地であるため、市内全域が比較的揺れやすくなっている。また、持田周辺の一部地域では最大震度の揺れが発生することが予想される。

b. 風水害

i. 履歴（行田市地域防災計画）

行田市は、地形的に見ても、氾濫平野、後背低地、旧河道等の低地地形が広範囲を占めているため、前線の停滞等による集中豪雨や台風が来襲するたびに、中心市街地で浸水被害が発生している。過去、昭和41年の台風4号及び台風26号、昭和54年の集中豪雨、台風20号、昭和61年の台風10号、15号、平成3年の台風12号、平成23年の台風6号等により、中心市街地を中心に浸水被害等が発生している。近年では、令和元年10月の台風19号により、佐間地区を中心に市内全域で被害。床上浸水54件、床下浸水202件、非住家23件、総雨量239.9mmとなっている。

ii. 被害の想定（行田市地域防災計画）

ア. 洪水

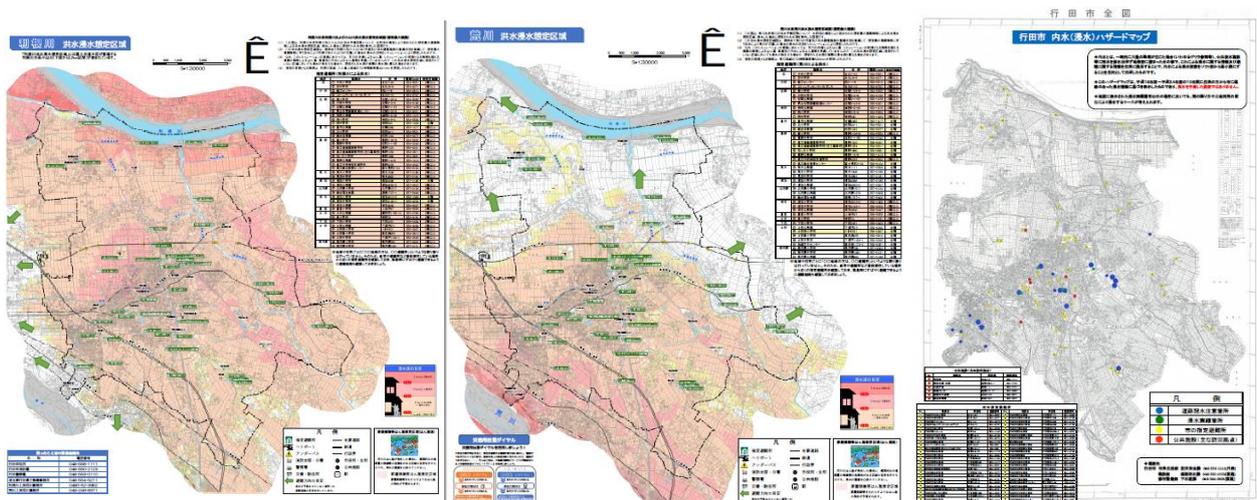
当市の洪水ハザードマップによると、北に利根川、南に荒川の日本を代表する2大河川に挟まれた地勢である。会議所及び商工会が立地する市街地地域においては、浸水深区分が0.5m～3.0mの想定となっている。

イ. 内水

行田市に関する洪水予報指定河川は利根川水系利根川および荒川水系荒川であるが、当市は両河川に挟まれる形で位置していることもあり、市内全域が水防法に基づく浸水想定区域に指定されており、河川氾濫等により浸水の被害が発生する可能性が高い。

全般的に起伏の少ない平坦な地形のため、台風の来襲や集中豪雨のときに、床上浸水、床下浸水、道路浸水等の内水被害が発生してきた。

そこで、「道路冠水注意箇所」「浸水実績箇所」「市の指定避難所」「公共施設（主な防災拠点）」を示した内水（浸水）ハザードマップを公表している。



【参考文献：(左) 洪水ハザードマップ（利根川）より】

【参考文献：(中) 洪水ハザードマップ（荒川）より】

【参考文献：(右) 内水ハザードマップより】

c. これまでの取組(行田市)

i. 防災計画の策定

行田市は、災害対策基本法第 16 条の規定に基づき、行田市防災会議を設置し、埼玉県地域防災計画を踏まえて、当市内における防災環境を考慮し、災害の特性に対応した行田市地域防災計画を作成して災害対策を推進している。

なお、本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定により毎年検討を加え、必要があると認めるときは速やかに修正している。

ii. 防災訓練の実施

昭和 57 年から平成 21 年にかけて、毎年おおむね 8 月最終土曜日に、自治会、消防団に協力いただき、行田市医師会、ライフライン関係機関等の参加協力により、総合防災訓練を実施してきた。総合防災訓練が市内全地区を 2 巡したこと、また自主防災組織の設立が増加してきたことから、自主防災組織の育成を目的に、平成 23 年度から自主防災組織を対象として防災訓練を実施している。

iii. 防災備品の備蓄

大規模地震発生直後の市民の生活を支えるため、食料、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材の備蓄並びに調達体制の整備を行っている。

また、災害時に指定避難所となる小・中学校、産業文化会館、総合公園等に平成 8 年度から平成 12 年度にかけて防災備蓄倉庫を設置し、非常食糧や救助資機材を備蓄している。防災備蓄倉庫が設置されていない指定避難所となる地域公民館等には平成 26 年度から令和元年度にかけて順次計画的に設置した。なお、備蓄物資のみでは不足する場合に備え、食品業者等と物資供給に関する協定を締結している。

C. 新型コロナウイルス感染症リスク

新型コロナウイルスとは、遺伝情報として RNA をもつ RNA ウイルスの一種(一本鎖 RNA ウイルス)で、粒子の一番外側に「エンベロープ」という脂質からできた二重の膜を持っている。自分自身で増えることはできないが、粘膜などの細胞に付着して入り込んで増えることができる。

ウイルスは粘膜に入り込むことはできるが、健康な皮膚には入り込むことができず表面に付着するだけと言われる。物の表面についたウイルスは時間がたてば壊れる。ただし、物の種類によっては 24 時間～72 時間くらい感染する力をもつと言われる。

一般的には飛沫感染、接触感染で感染する。閉鎖した空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。

a. 履歴

令和 2 年 1 月、中国武漢で原因不明の肺炎が発生。WHO が新型コロナウイルスを確認。同月日本国内で初めて感染を確認。令和 2 年 4 月、日本政府が緊急事態宣言を発令。令和 3 年 1 月 6 日現在の日本では感染者数累計 247,960 人、死亡 3,655 人。埼玉県では感染者数 15,542 人、死亡 226 人。令和 2 年 12 月 24 日現在の行田市では感染者数累計 57 人となっている。

b. 被害の想定

i. 人員に関する影響

自然災害では人的被害のほか、建物や設備の損害、ライフラインの停止など、被害は物的資源も対象となる。また自然災害では発生した地域の局所的な被害であるため、被災していない他拠点や取引先企業からの応援が可能となる。

一方、新型コロナウイルス感染症の場合、従業員やその家族の感染による出勤率の低下といった人的被害が中心となる。事業継続に必要な要員数が不足となり、対応可能な業務量が徐々に減少することになる。

被害の期間については、自然災害は瞬間的であるが、新型コロナウイルス感染症の影響は長期

に亘り、影響の予測は極めて困難となる。

ii. 代替施設、サプライヤーへの影響

自然災害の様に被害は局所的ではなく、全ての地域（日本国中）に亘り広範囲に広がるため、代替施設や仕入れ先などサプライヤーの確保は極めて困難となる。

iii. 資金繰りに関する影響

新型コロナウイルス感染症において確保すべき資金は、早期復旧が求められる自然災害発生時に必要とされる「一時金」ではなく、「数か月に亘る事業縮小や停止に耐えられる固定費（従業員給与、家賃）」が中心となる。新型コロナウイルス感染症の影響は長期に亘るため、多額の固定費が掛かる可能性があり、経営を揺るがしかねない損失が生じる。

iv. 風評被害

職場において感染者が発生した場合、この事実を公表すると共に自宅待機にしなければならない。事業所内の消毒を行い、一定の期間閉鎖をする。これらを怠ると世間から非難を浴び、風評被害によって事業の継続に大きな影響を与える。

c. これまでの取組

行田市IPより、市内の新型コロナウイルス感染状況をまとめ公表している。また、事業者への支援として、行田市小規模事業者緊急支援給付金、行田市家賃支援給付金、緊急小口資金などの特例貸付等を実施している。

2. 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 3,279 事業所（平成28年度 経済センサス）
- ・ 小規模事業者数 2,339 事業所（令和2年度版 埼玉県会議所組織概要 及び 令和2年度 埼玉県商工会連合会データ集の合計）

※平成28年度経済センサス時のデータでは小規模事業者数は判然としないため、上記の資料より算出された数値を小規模事業者数とする

【商工業者数の内訳】

製造業	建設業	卸売業・小売業	宿泊業、飲食サービス業	サービス業	その他	合計
428	325	809	343	1,030	344	3,279

3. 会議所及び商工会

A. 地域災害リスクに対する これまでの取組

- 東京海上日動火災保険株式会社、及び あいおいニッセイ同和損保株式会社と連携したビジネス総合保険制度への加入促進している。
- 損害保険ジャパン株式会社と連携した事業活動総合保険への加入促進している。
- 埼玉県火災共済協同組合と連携した火災共済への加入促進している。
- 職員用に、防災備品（緊急避難用セット、避難用装備、飲料・飲料水、防災・復旧用品、保護・救援用品、生活用品・その他）を備蓄している。
- 新型コロナウイルス感染症対策の施策（国、県、市）の周知および支援を行っている。

II. 課題

1. 会議所及び商工会の事業継続計画（以下、会議所・商工会BCP）の状況（現状）

会議所は平成26年に策定済であるが、その後の変化に対応した見直しが行われていない。商工会は策定していない。このような状況において、自然災害の激甚化に加え、新たな脅威として新型コロナウイルス感染症に備える事前対策として、以下の事項を確認する必要がある。また、行田市、会議所、商工会が連携して災害対策に取り組む必要もある。

A. 自然災害発生時の事前対策

- 発災の各警戒レベルに応じた職員の安否確認を含めた行動基準
- 発災時に速やかに行うべき、避難の手順、けが人の救護活動の手順と役割
- けが人の応急救護場所の確保
- 災害対策本部の立ち上げ基準（本部長を行う者、事務局とその役割等）
- 職員の安否確認手続き
- 職員家族の安否確認手続き
- 事務所の被害状況の確認及び二次災害防止の手順
- 管内商工業者の被害状況確認手続き、その他

B. 新型コロナウイルス感染症拡大時の事前対策

- 国、埼玉県、行田市及び近隣自治体の感染者情報等の把握
- 感染症拡大の状況に応じた職員の行動基準
- 感染予防用品の備蓄・配置基準
- 感染症拡大の状況に応じた執務体制（就業の取扱い、事務所内の感染予防措置等）
- 諸会議等の開催基準
- 職員または、その家族の感染疑いが確認された時の対応、その他

C. 指揮命令系統、連絡体制の事前対策

- 行田市と会議所、商工会間の協力体制整備による、緊急時の連携体制構築
- 会議所・商工会BCPの見直し及び策定、その他

2. 管内小規模事業者支援の課題

A. 会議所及び商工会の指導体制

自然災害発生時においては、被害地域へ巡回し、被害状況の確認、及び災害に関する施策情報を被災事業者へ説明している。しかしながら、全ての被害状況や被災事業者を把握するには至っておらず、施策の周知が十分に行き届いていない。また、災害前後の具体的な助言を行う経営指導員や職員が育成できていない。

新型コロナウイルス感染症においては、施策情報をHPやSNS、会報で周知している。また、個別に相談対応を行っているものの、感染症対策に関する具体的な助言を行なえる経営指導員や職員がいない。

B. 会議所及び商工会の課題

- a. 自然災害の被害状況を把握する仕組み
- b. 自然災害に関する施策の周知
- c. 自然災害や新型コロナウイルス感染症に関する助言ができる経営指導員や職員の育成

C. 管内小規模事業者の事業継続力強化計画（以下、事業者BCP）の現状

自然災害においては、事業者BCP策定等事前の対策をしている事業者は少なく、事前対策の必要性と重要性への理解が不足している。また、事業者BCP策定への抵抗感（策定事務の負担、

人材・スキルの不足)などが存在している。

新型コロナウイルス感染症においては、感染予防のため消毒液等を設置したり、空気清浄機を導入している事業者もいる。しかしながら、感染症予防に対する補助金対象となっているにもかかわらず、知らずに補助金申請していない事業者も多い。

- D. 管内小規模事業者BCPの課題
 - a. 事前対策の必要性と重要性への理解
 - b. 策定への抵抗感の払拭
 - c. 施策情報のキャッチ

III. 目標

1. 管内小規模事業者に対する支援の強化

- A. 自然災害
 - a. 地区内小規模事業者に対し巡回指導時にハザードマップを活用、災害リスクを認識させる。
 - b. 事前対策や発災時対策の必要性を周知するとともに、事業者BCP認定事業者の拡大を図る。
 - c. 事業者BCP策定のメリット（会社の資産を守る、従業員の生命を守る、優先業務の絞り込みや会社の強み弱みの把握による可視化、取引先からの信頼性向上等）を周知する。
 - d. 自然災害が事業活動に与える影響（資金ショートによって支払いが出来ない等）を軽減するため、損害保険の加入促進を損害保険会社と連携して行う。
- B. 新型コロナウイルス感染症
 - a. 新型コロナウイルス感染症のリスクを認識させる。
 - b. 新型コロナウイルス感染症が事業に与える影響（従業員不足、売上激減、固定費の負担大等）を軽減するための対策をアドバイスする。
 - c. 公的支援制度の円滑な活用や新生活様式に対応した事業環境の整備を促進する。
 - d. 事業者BCP策定事業者の拡大を図る。

2. 会議所及び商工会における体制の整備

- A. 発災時の初動対応、応急対応と発災後の速やかな復興支援策が行えるよう、自らの事業継続を主眼に置いた会議所・商工会BCPを策定する。
- B. 事業継続力強化支援計画策定を契機として、自然災害時及び新型コロナウイルス感染症拡大時における連絡・報告・調整等を円滑に行うため、行田市・会議所・商工会3者間の被害情報報告ルートを確立するとともに、迅速かつ適切な復興支援の実施に向け、関係機関との連携体制を構築する。
- C. 事前対策や初動対応への適切な助言等が行えるよう、法定経営指導員が中心的な役割を担いながら、経営指導員をはじめとする職員の支援能力向上に取り組む。
- D. 小規模事業者の多様なニーズや経営課題への対応が図られるよう、円滑な支援体制の強化に取り組む。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・行田市と会議所、商工会の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1. 小規模事業者に対する自然災害対策

A. 事前の対策

a. 小規模事業者に対する自然災害リスクの周知

- 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- 会報や行田市広報、行田市HP、会議所および商工会のHP、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- 事業継続に関する公的支援（補助金、助成金、給付金等）の活用を促進する。
- 管内の小規模事業者に対する事前対策支援を以下により実施する。
 - 事業者BCPの策定支援。
 - 従業員の安否確認訓練の指導や助言。
 - 事業継続に関する普及啓発をはじめ、国・埼玉県・行田市の施策の紹介、損害保険の紹介。
 - 小規模事業者の事業継続力に関する実態や課題、支援ニーズ等を把握するための定期的なアンケート調査。

B. 発災後の対策

a. 応急対策の実施可否の確認

- 発災後3時間以内に職員の安否確認を行う（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況）等を行田市・会議所・商工会で共有する）。
- b. 自然災害の応急対策
- 自然災害発災時は、人命救助やけが人の救護活動を第一優先とし、来訪者の事務所外への避難及び広域避難場所への誘導を行うほか、事務所内でけが人が発生した場合は、けが人の応急救護場所を確保し応急手当を行う。
 - 建物や事務所内の損壊による二次被害（人への落下物の衝突）の防止を図る。また、このための施設及び機器等の見回りの役割分担を予め定めておく。なお、会議所では、入居している行田市商工センターの管理をしている指定管理業者に、事務所の損壊箇所を報告し、二次被害の防止を図る。
 - 事態が沈静化次第、FAX等で順次管内事業者の安否確認を行う。事業者の安否確認後、被害状況については行田市及び埼玉県に報告する。
 - 小規模事業者の事業継続の観点から緊急性の高い業務等を応急対策として実施する。具体的には、①緊急相談窓口の設置・相談業務、②被害状況の調査・経営課題の把握業務、③復興支援策を活用するための支援業務をこれに位置づけ、職員の優先配置を行う。

C. 応急対応の方針決定

安否確認や大まかな被害状況等の把握・共有をした時点で、その被害状況に応じて行田市・会議所・商工会の3者で実施する応急対策の方針を決定する。

〔被害規模の目安と想定する応急対策の内容〕

被害被害	被害状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ①緊急相談窓口の設置・相談業務 ②被害状況の調査・経営課題の把握業務 ③復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ①緊急相談窓口の設置・相談業務 ②被害状況の調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

・本計画により、会議所と商工会、行田市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	2日に1回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

2. 小規模事業者に対する新型コロナウイルス感染症対策

A. 事前の対策

- a. 小規模事業者に対する新型コロナウイルス感染症リスクの周知
 - i. 巡回経営指導時に、新型コロナウイルス感染症のリスクや事業に与える影響（従業員休業、売上激減、固定費の負担大等）を軽減するための対策を説明する。
 - ii. 管内の小規模事業者に対する事前対策支援を以下により実施する。
 - ア. 事業者BCPの策定支援。
 - イ. 業種別の感染拡大予防ガイドラインによる予防対策の説明。
 - iii. 事業継続に関する公的支援（補助金、助成金、給付金等）の活用や新生活様式に対応した多様な働き方に関する事業環境の整備（テレワークの推進等）を促進する。

B. 感染症発生後の対策

- a. 新型コロナウイルス感染症の応急対策
 - i. 感染者が発生した場合、加須保健所へ連絡するように促す。
 - ii. 感染者で発熱等の症状がある場合、基本的には症状が出現してから10日間が経過し、かつ発熱などの症状が軽快してから、72時間経過するまで出勤できない旨を、本人に伝える。
 - iii. 感染者で症状がない場合、基本的には検査のための検体をとった日から10日間が経過するまで出勤できない旨を、本人に伝える。
 - iv. 濃厚接触者が発生した場合、加須保健所へ連絡するように促す。
 - v. 濃厚接触者と確定した者に対し、14日間出勤を停止し、健康観察を実施するよう促す。
 - iv. 保健所より消毒が必要と判断された場合、感染者が勤務した区域の消毒を実施するよう促す。

3. 会議所及び商工会の自然災害及び新型コロナウイルス感染症に関するBCP

A. 事前の対策

a. 会議所・商工会BCP（自然災害）の策定

- i. 会議所・商工会機能を維持する会議所・商工会BCP（自然災害BCP含む）を令和4年3月末までに策定する。

なお、会議所・商工会BCP（自然災害）には、会議所・商工会の重要業務の継続を図るため、新たに以下の事項の取り決めを行う。

- 初動対応時に求められる避難訓練や職員安否確認訓練を定期的に行うための手順
- 災害時対応マニュアルに従い、災害対策の本部立ち上げ訓練を行う手順
- 行田市や埼玉県会議所連合会・埼玉県商工会連合会と連携した連絡体制の確認などの訓練を行う手順
- 会議所・商工会の全ての業務の中から、「優先されるべき業務」の特定
- 「優先業務」を継続するために「必要となる経営資源」の特定
 - ※会議所・商工会として最も必要となる経営資源は「職員」であることを明記する。
 - また、共有サーバーに保存されている情報の管理方法について対策を明らかにする。
- 事務所と職員の住所との距離を事前に把握し、公共交通機関を利用しないで会議所・商工会に参集できる職員名簿の作成
- 重要業務の継続に「必要となる職員数」と災害時に「参集可能な職員数」の把握（不足等が生じた場合の具体的対策）
- 発災時に、管内小規模事業者の被害状況の把握・報告と復興に向けた迅速かつ積極的な対応が図られるよう、指揮命令系統と連絡体制の整備を行う。
- 自然災害における二次災害を防止するため、被災地での活動の有無や実施体制、内容等について事前の想定を行う。
- 行田市・会議所・商工会は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、予め3者間で確認する。

b. 会議所及び商工会の新型コロナウイルス感染症BCPの策定

- i. 新型コロナウイルス感染症が事業に与える影響は、自然災害とは異なるため、会議所・商工会機能を維持するため会議所・商工会BCP（新型コロナウイルス感染症）を策定する。

なお、会議所・商工会BCP（新型コロナウイルス感染症）には、会議所・商工会の重要業務の継続を図るため、以下を重点事項として取り決めを行う。

- 会議所・商工会機能として「優先する業務」の特定
- 職員の出勤数の低下に備え、会議所・商工会の全業務における「縮小又は休止する業務」の特定
- 事業継続に必要な経営資源及び財源の特定（職員、職員の給与など固定費等）
- 事業所内にウイルスが侵入することを防ぐ手段と手順
- 来訪者管理手順（アポイント取り、記録等）の確立による影響の最小限化
- 職員の集団感染防止のためのグループ分け、出勤日の輪番制、時差出勤等の規定の策定
- 体調のすぐれない職員が無理して出勤しなくてもよい仕組み
- 職員の会議等への参加基準（併せて講習会、セミナー等を開催する際の参加人数や設営方法等の基準）
- ソーシャルディスタンスの確保
- オンライン会議やテレワークの実施など

B. 新型コロナウイルス感染症の応急対策

- a. 新型コロナウイルス感染症発生・拡大時には、職場にウイルスを持ち込ませない行動を優先する。
- b. 体調のすぐれない職員は出社を控えさせる。
- c. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るためのマスクの着用やアルコール消毒等の徹底、職員と来客者間の飛沫防止パネルの設置等、執務環境の整備を行う。
- d. 事態の状況を確認しながら、管内小規模事業者における経営状態や感染防止対策等の状況を確認するとともに、それらに対する課題（改善に向けた要望等）を把握する。

C. 新型コロナウイルス感染症応急対策の体制決定

- a. 応急対策の内容、縮小・休止業務や優先業務、実施体制等について、会議所・商工会それぞれにおける意思決定機関において方針を定める。
- b. 定められた体制については、行田市・会議所・商工会の3者間で共有する。

4. 関係団体との連携

- A. 小規模事業者に対する周知活動や事業継続力強化計画等の策定支援にあたっては、地域金融機関及び土業団体と連携する。
- B. 損害保険会社等と連携を図り、事業者BCPに関するセミナー等を開催するとともに、損害保険（ビジネス総合保険等）の加入促進に取り組む。

5. フォローアップ

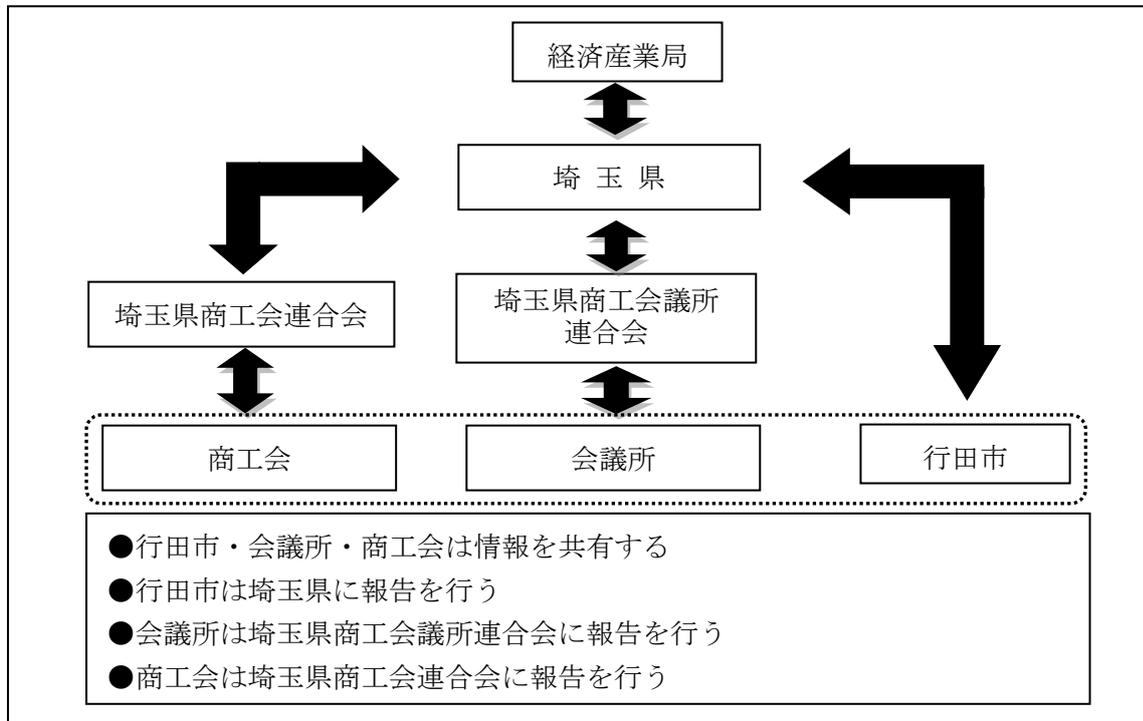
- A. 小規模事業者の事業者BCP取り組み状況の確認を1年に1度行う。
- B. 事業者BCPの実行や公的支援制度の円滑な活用に向けた事業環境の整備等を図るため、専門家派遣による継続的な支援を実施する。

6. 訓練の実施

- A. 地震や台風の発生を想定し行田市との連絡ルートが迅速に機能するかの確認を1年に1度行う。
- B. 避難訓練、職員の安否確認、小規模事業者の被害状況の確認などの訓練を1年に1度行う。
- C. 感染症の影響による職員減少に備えた訓練を1年に1度行う。

7. 発災時における指示命令系統・連絡体制

行田市・会議所・商工会が共有した情報を埼玉県が指定する方法にて、埼玉県に報告（行田市は商工観光課課長、会議所は相談所課長、商工会は法定経営指導員が報告）する。



8. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- 相談窓口の開設方法について、行田市と相談する（会議所及び商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

9. 地区内小規模事業者に対する復興支援

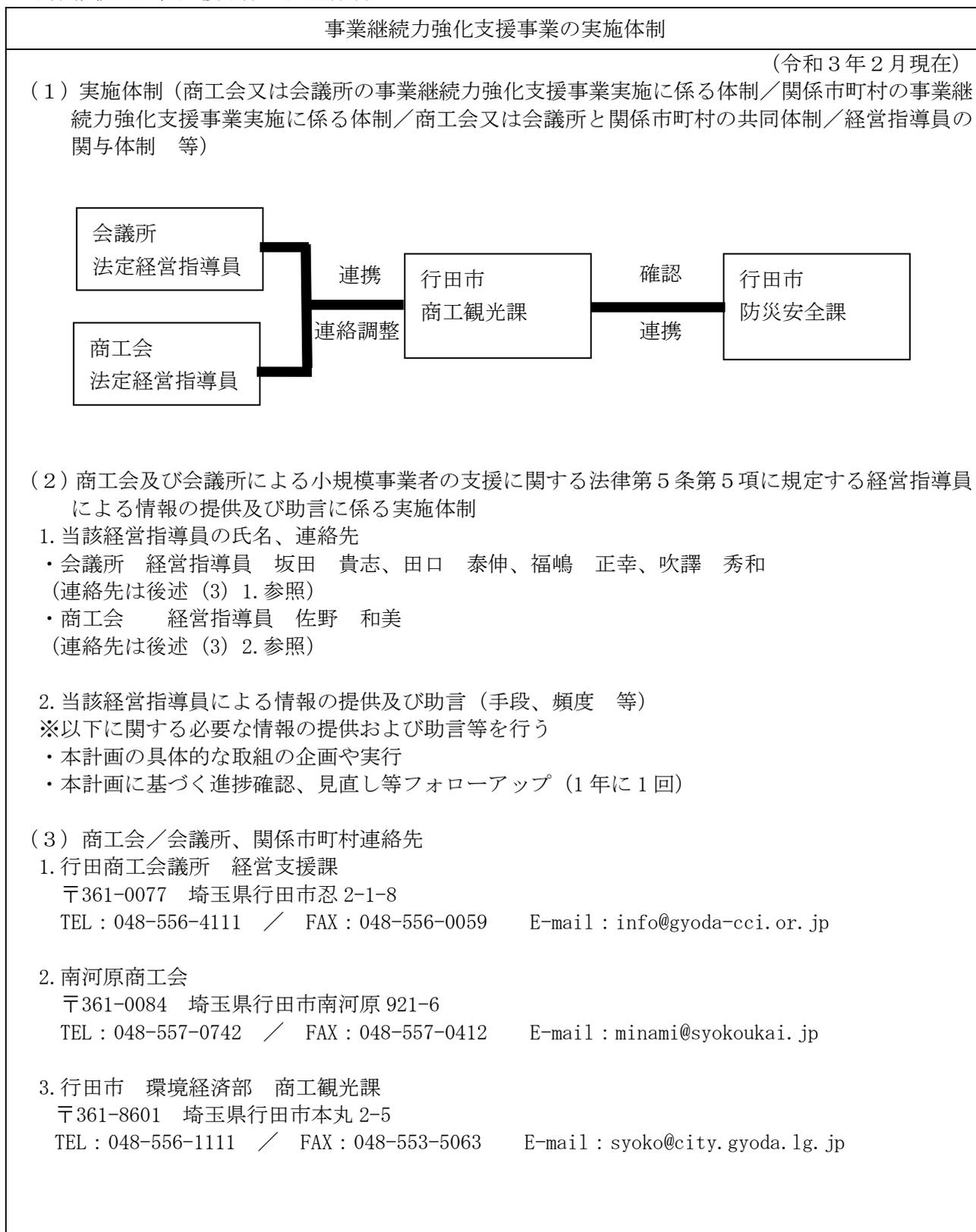
- 埼玉県の方針に従って、復旧・復興の方針を定め、被災小規模事業者に対する支援を行う。
- 被害規模が大きく、職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣などを埼玉県に相談する。
- 国・埼玉県・行田市における公的制度が円滑に受けられるよう法定経営指導員を中心とした支援体制を整備し、専門家とも連携した支援を行うとともに、これらに必要なセーフティネット保証や罹災証明等の取得支援を実施する。
- 会議所・商工会の会報やホームページ等により、一定期間継続的に公的制度に関する情報、感染症拡大の際には感染予防に関する情報等を発信する。
- サプライチェーンの影響を受けた小規模事業者の取引等に関する情報提供について、会議所・商工会の会員ネットワークの活用や市内業種団体等とも連携する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・セミナー開催費	150	150	150	150	150
・チラシ作成費	25	25	25	25	25
・チラシ郵送代	25	25	25	25	25

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、国補助金、県補助金、市補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

<p>連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p>	
<p>損害保険ジャパン株式会社 〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1 (埼玉支店熊谷支社) 〒360-0037 埼玉県熊谷市筑波 3-4 熊谷朝日八十二ビル 6F</p>	<p>取締役社長 西澤 敬二 TEL : 03-3349-3111 TEL : 048-523-1155 / FAX : 048-525-8690</p>
<p>あいおいニッセイ同和損保株式会社 〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿 1-28-1 (埼玉北支店) 〒360-0037 埼玉県熊谷市筑波 1-204</p>	<p>取締役社長 金杉 恭三 TEL : 03-5424-0101 TEL : 048-521-1159 / FAX : 048-525-9312</p>
<p>東京海上日動火災保険株式会社 〒100-8050 東京都千代田区丸の内 1-2-1 (熊谷支店) 〒360-0041 埼玉県熊谷市宮町 2-43-2F</p>	<p>取締役社長 広瀬 伸一 TEL : 03-3212-6211 TEL : 048-521-4519</p>
<p>埼玉県火災共済協同組合 〒330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-7-5</p>	<p>理事長 岩崎 宏 大宮ソニックシティビル 7階 TEL : 048-641-9203</p>
<p>連携して実施する事業の内容</p>	
<p>①災害共済の加入推進 ②BCP 普及セミナー、BCP 策定支援、訓練セミナー 等 ③自然災害に関わる保険の見直し (事業休業の備え・水災補償など) ④ハザード情報レポートの提供</p>	
<p>連携して事業を実施する者の役割</p>	
<p>①災害時の復旧の手助けとなる災害共済加入の重要性を地域事業者に向け訴求する。 ②簡易策定ツールを活用した BCP 策定支援、策定ワークショップ、訓練セミナー等を実施し、地域事業者へ普及活動を行う。 ③自然災害によって休業した場合の備えや水災補償についての既加入保険の点検を実施する。 ④地域事業所所在地のハザード情報レポートを提供、自然災害リスクについて周知活動を実施する</p>	
<p>連携体制図等</p>	

